

(3割特例の適用ができない課税期間)

問 115-2 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置(3割特例)は、基準期間の課税売上高が1千万円を超える課税期間などについては適用できないとのことですが、具体的に教えてください。【令和8年4月追加】

【答】

3割特例は、個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間において、免税事業者(「課税選択届出書」の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます。)が適格請求書発行事業者となる場合に適用することができます(28年改正法附則51の3①)。

ただし、個人事業者である適格請求書発行事業者であっても、以下の課税期間については、3割特例の適用を受けることはできません。

【国外事業者が恒久的施設を有しない場合】

- ① 3割特例の適用を受けようとする課税期間の初日において恒久的施設(所得税法に規定する「恒久的施設」をいいます。)を有しない国外事業者である課税期間(28年改正法附則51の3①)

【過去の売上が一定金額以上ある場合】

- ② 基準期間の課税売上高が1千万円を超える課税期間(消法9①)
③ 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間(消法9の2①)
④ 相続^(注1)があった場合の納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間(消法10、11、12)

(注)1 相続のあった課税期間について、当該相続により事業者免税点制度の適用が制限される場合であっても、適格請求書発行事業者の登録が相続日以前であり、他の事由により3割特例の適用が制限される課税期間でなければ、2割特例の適用を受けることができます(28年改正法附則51の3①)。

【高額な資産を仕入れた場合】

- ⑤ 「課税選択届出書」を提出して課税事業者となった後2年以内に一般課税で調整対象固定資産^(注2)の仕入れ等を行った場合において、「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出ができないことにより事業者免税点制度の適用が制限される課税期間^(注3)(消法9⑦)

(注)2 調整対象固定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額(税抜き)が100万円以上の棚卸資産以外の資産をいいます(消法2①十六、消令5)。

(注)3 免税事業者に係る登録の経過措置(28年改正法附則44④)の適用を受けて適格請求書発行事業者となった者は、「課税選択届出書」の提出をして課税事業者となっておりませんので、これに該当することはありません。

- ⑥ 一般課税で高額特定資産^(注4)の仕入れ等を行った場合(棚卸資産の調整の適用を受けた場合)において事業者免税点制度の適用が制限される課税期間(消法12の4①②④)

(注)4 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額(

税抜き)が1千万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます(消法12の4①、消令25の5①)。

- ⑦ 一般課税で金又は白金の地金等を仕入れた金額の合計額(税抜き)が200万円以上である場合において事業者免税点制度の適用が制限される課税期間(消法12の4③④、消令25の5④)

【課税期間を短縮している場合】

- ⑧ 課税期間の特例の適用を受ける課税期間^(注5)

(注) 5 課税期間の特例の適用を受ける課税期間とは、「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により、課税期間を一月又は三月に短縮している課税期間であり、課税期間の特例の適用(不適用)により一の課税期間とみなされる課税期間も含まれます(消法19)。